

第2期 決算公告

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

◎ NS トレーディング株式会社

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

NSトレーディング株式会社

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	548,404	流動負債	200,950
現金及び預金	10,701	短期借入金	100,000
商 品	8,445	トレーディング商品	38,592
トレーディング商品	325	未 払 金	33,888
前 払 費 用	1,448	未 払 法 人 税 等	10,903
差 入 保 証 金	514,607	未 払 費 用	13,435
未 収 入 金	184	賞 与 引 当 金	295
未 収 消 費 税 等	12,692	その他の流動負債	3,834
固 定 資 産	54,156	負債合計	200,950
投資その他の資産	54,156	(純資産の部)	
長期差入保証金	2,805	株 主 資 本	401,610
会 員 権	41,717	資 本 金	15,000
繰 延 税 金 資 産	9,633	資 本 剰 余 金	347,687
		資本準備金	15,000
		その他資本剰余金	332,687
		利 益 剰 余 金	38,923
		その他利益剰余金	38,923
		繰越利益剰余金	38,923
		純資産合計	401,610
資産合計	602,560	負債・純資産合計	602,560

損益計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

NSトレーディング株式会社

科 目	金	額
営 業 収 益	千円	302,751 千円
トレーディング損益	302,751	
営 業 費 用		250,158
販売費及び一般管理費	250,158	
営 業 利 益		52,592
営 業 外 収 益		73
消 費 税 差 額	70	
その他の営業外収益	3	
営 業 外 費 用		11,347
支 払 利 息	553	
為 替 差 損	10,794	
経 常 利 益		41,317
特 別 利 益		20,265
会 員 権 売 却 益	20,265	
税 引 前 当 期 純 利 益		61,583
法 人 税 等		22,271
法人税、住民税及び事業税	31,904	
法 人 税 等 調 整 額	△ 9,633	
当 期 純 利 益		39,312

株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

NSトレーディング株式会社

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合計	繰越利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	15,000	15,000	-	15,000	△388	△388	29,611	29,611	
当期変動額									
当期純利益					39,312	39,312	39,312	39,312	
企業結合による増加			332,687	332,687		-	332,687	332,687	
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）								-	
当期変動額合計	-	-	332,687	332,687	39,312	39,312	371,999	371,999	
当期末残高	15,000	15,000	332,687	347,687	38,923	38,923	401,610	401,610	

個 別 注 記 表

当社の連結計算書類は、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）に基づくとともに、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。また、商品先物取引業固有の事項については「商品先物取引業統一経理基準」（平成23年3月2日改正日本商品先物取引協会）に準拠して作成しております。なお、計算書類の記載金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. デリバティブ……………時価法により評価しております。

2. 棚卸資産

トレーディング目的で保有する商品……………時価法により評価しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産……………定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

賞与引当金……………従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の主たる事業は金融商品取引及び商品先物取引による自己売買取引であり、その収益は「金融商品に関する会計基準」（平成18年8月11日付、企業会計基準第10号）の範囲に含まれるため、記載を省略しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) 控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は発生年度の費用として処理しております。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、当事業年度より、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の摘要に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

(会計方針の変更に関する注記)

時価の算定に関する会計基準の摘要指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 9,633 千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来の課税所得の見積額に基づき、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性の判断を行っております。将来の課税所得の見積りは翌事業年度の事業計画に基づいており、その仮定は、将来の不確実な経済条件の変動の結果や当社の主たる事業が金融商品取引業及び商品先物取引による自己売買取引であり、業績は相場環境の変動の影響を大きく受ける状況にあるため、将来の課税所得の結果が予測・仮定と異なる場合は、繰延税金資産の回収可能性の判断に影響を与える可能性があります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

発行済株式数の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首	増 加	減 少	当 事 業 年 度 末
普通株式	600株	—	—	600株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。